

# 原発いらん！山回ネットワーク

2020.12 第2号

## ★中国電力は、上関原発のための 「海上ボーリング調査」を中断しました

中国電力は、11月8日より1月30日にかけて上関原発建設予定海域で計画していた海上ボーリング調査を急遽12月16日、一時中断しました。

事の発端は、上関原発計画で最も影響を受ける祝島漁民の海上ボーリング調査への同意を得ることなく、中電が山口県知事に調査のための一般海域占用許可申請をし、知事がそれを許可したことです。

※道路を広げる工事で、所有者の同意もないのに工事は行えないのと同じことです。



▲漁民の権利を無視したボーリング調査に反論する

## ★中電の海上ボーリング調査は、財産権の侵害

●中電が、ボーリング調査に関する占用許可申請の際、祝島漁民を利害関係人に含めなかったことは、財産権の侵害であり、憲法29条違反です。

●山口県は、中電の違法な申請にもかかわらず「一般海域占用許可」を出しました。県も同様に憲法29条及び「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」に違反しています。

●民法167条1項「債権等の消滅時効」によると、10年を過ぎて行使されていない2000年の漁業補償契約に基づく債権は、すでに消滅しています。したがって今や中電は田ノ浦の海に対してなんの権利もありません。しかも祝島漁民は、漁業補償金10億8000万円を受け取っていません。

●中電が、公有水面埋立法第8条「工事着手の制限」を都合よく曲解し、埋立免許を得ていると主張しても、何ら意味はありません。埋立により被害を受ける者に対して補償をしなければ、埋立工事に着手できません。

☆債権は失効、政府の原発建設許可の見通しもない、今更、何年かけて原発建設をやるのでしょうか、中電の取る道は市民と力を合わせ、速やかに自然エネルギー発電を推進することではないでしょうか。